

**令和8年度「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」
ウォールアートデザイン制作業務委託仕様書**

1 業務の目的

令和9年に宮崎県で開催する「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）に向けて、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会の実現を目指し、障がい者等の共同作品によるウォールアートを制作する。

完成した作品は、両大会の開閉会式等の会場である「霧島酒造スポーツランド都城」への設置を両大会終了後も予定しており、かつて「第35回国民文化祭・みやざき2020 第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」等で制作され、現在アミュプラザみやざき「アミュうみ館」屋上に設置されている壁画と同様に、レガシーの創出に寄与することを目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務内容

本業務は、両大会に参加する選手等から収集した絵画をデジタルデータ化し、それらを効果的に組み合わせることで1枚の大型作品（ウォールアート）を制作するものである。

	区分	業務内容（予定）	受託者	委託者
1	デザイン	ウォールアート全体デザイン・パーツデザイン	○	
2	印刷	パーツデザインの印刷	○	
3	配布・回収	パーツデザインの絵画またはぬりえ等依頼、配布、回収		○
4	回収した絵のデータ化	集めた絵のスキャニング及び不要部分のトリミング（原画を損なわないよう留意すること）し、データ化	○	
5	作品の制作	データ化した絵を配列し、作品を制作	○	
6	作品の納入	制作した作品データを委託者へ提出	○	

※ 令和8年度の事業においては、成果物の納品までを業務範囲とする。実際の壁画設置（施工）は令和9年度に行うため、今回の委託業務外。

※ 「3」の業務については、原則、委託者が行うが、企画提案・制作にあたり特定の作家等に描画依頼が必要な場合は、当該依頼著作権等の権利交渉・処理及び回収は受託者が行うものとする。

（作品の仕様）

設置時のサイズ	横9m×縦1.8m ※ サイズの変更の可能性あり。必要に応じてリサイズすること。
カラー	フルカラー
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ デザイン案は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」をイメージできるものとする。 ・ デザイン案は、制作に当たり合作が可能なものとし、パーツデザインは500枚程度を想定している。なお、作品の一部を指定された作家等が描画する必要がある場合、これを禁止しない。 ・ デザイン案の一部に令和7年度実施の「日本のひなた宮崎 国スポ・障

	スポ」特別支援学校等アートコンテスト応募作品について、本制作のために必要な加工・修正を行ったものを使用することができるものとする。
数量	1 個
校正	3 回以上。デザイン案を、電子データ（PDF、AI 及び JPEG 形式）にて委託者へ提出すること。 最終案提出期限は令和 9 年 2 月末とする。
設置場所	宮崎県都城市山之口町花木 2381 番地 4 霧島酒造スポーツランド都城内 

4 委託業務に関する経費の管理等

- (1) 備品購入費や租税公課（消費税及び地方消費税は除く）については、委託料には含まないものとする。ただし、事前に委託者と協議の上、了承を得たものについては、この限りでない。
- (2) 受託者は、委託業務に係る契約書や会計書類等関係書類を整備の上、委託業務が完了した日から会計年度の終了後、5 年間保存すること。

5 成果物の提出

本業務の成果物の納期及び納入場所は以下のとおりとする。ただし、中間成果物については、発注者の指示に従い適宜提出すること。

- (1) 成果物
 - ① 業務報告書 1 部
（日本産業規格 A 4 判縦で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする）
 - ② 補正を終えたデザイン案を電子データ（PDF、AI 及び JPEG 形式）にて委託者へ提出すること。
- (2) 納品場所
日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会
（宮崎県宮崎国スポ・障スポ局 障スポ大会課内）
- (3) 納期
令和 9 年 3 月 31 日（水）
※提出に当たっては、随時委託者と協議を行い、その内容について十分に調整すること。

6 付記事項

- (1) 受託者企画案の調整
当該企画案は、委託者と受託者の協議により調整できるものとする。

(2) 権利義務等の譲渡等

委託者は、本業務の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。

(3) 再委託に関する事

受託者が本業務を再委託しようとする場合は、可能な限り、宮崎県内に本店を有する者を検討した上、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、承諾を得なければならない。また、本業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。

なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

7 著作権の帰属

本業務により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

8 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

9 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び提供してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

10 補則

本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上定めるものとする。